

横 手 市 農 業 委 員 会

令和 6 年度 第 3 回

農業委員会総会議事録

令和 6 年 5 月 15 日

令和 6 年度 第 3 回横手市農業委員会総会議事録

令和 6 年 5 月 15 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市条里南庁舎に招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 10 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
4. 議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
5. 議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する副申意見決定について
6. 議案第 13 号 農用地利用集積計画審議について
7. 議案第 14 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
8. 議案第 15 号 買受適格証明願いに対する意見決定について
9. 報告第 3 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	1 3	高 田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	1 4		欠
3	佐 藤 省 美	出	1 5	高 橋 馨	出
4	石 山 俊 彦	出	1 6	佐 藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	1 7	高 橋 尚 也	出
6	千 葉 肇	出	1 8	小松田 英 人	出
7	佐 藤 仁	出	1 9	高 橋 康 弘	出
8	高 橋 正 也	出	2 0	丹 波 賢太郎	出
9		欠	2 1	武 藤 吉 喜	出
1 0	小笠原 夏 子	出	2 2	木 村 由美子	出
1 1	新 山 武	出	2 3	堀 江 一 彦	出
1 2	千 田 誠 治	出	2 4	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

9番 佐 藤 勇 委員
14番 近 江 清 廣 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐 藤 亨
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐々木 真
	農地振興係主査	柴 田 正 之
	専門員	塩 田 正 秋
増田地域局	農委事務局主査	石 橋 大 輔
平鹿地域局	農委事務局専門員	武 田 和 典
雄物川地域局		
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
	農委事務局主事	須 田 萌々子
十文字地域局	農委事務局主査	原 かおる
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
	農委事務局主任	小 徳 真
大雄地域局	農委事務局主査	照 井 理 香

議長	本日の出席者数は22名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第3回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第23条第2項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	ご異議がないようですので、当職より 3番 佐藤省美 委員 6番 千葉 肇 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程2、「議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。申請案件は14件です。議案書2ページをご覧ください。 「1番」から「4番」は、横手地域局管内からの申請です。 「1番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「2番」、「3番」、「4番」は、合作地の売買をするものです。議案書3ページをご覧ください。 「5番」から「7番」は、増田地域局管内からの申請です。 「5番」は、後継者へ農地を一括贈与するものです。「6番」は、親族間で農地を譲渡するものです。「7番」は、高齢化のため、農地を知人へ譲渡するものです。 「8番」から「9番」は、平鹿地域局管内からの申請です。 「8番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。議案書4ページをご覧ください。「9番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「10番」は、雄物川地域局管内からの申請です。 「10番」は、賃貸借していた農地を売買するものです。 「11番」から「12番」は、大森地域局管内からの申請です。 「11番」は、合作地の売買をするものです。「12番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。議案書5ページをご覧ください。 「13番」から「14番」は、大雄地域局管内からの申請です。 「13番」、「14番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 以上、配付しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号「1番」から「14番」に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。

議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第9号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第9号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程3、「議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書8ページをお開きください。申請件数は1件です。横手地域局管内からのもので、本件は追認案件となっております。 農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域であることから、「第3種農地」と判断します。 事業概要です。申請者は冬季の季節風を防ぐため平成7年ごろ申請地内の畑を適地と選定し、庭木を植林したものです。 土地概要です。申請地は「JR■■■■駅」から南約1.6kmに位置しており、登記地目は「山林」、現況地目は「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は宅地、南側は同地番の内で現況宅地、東側は山林、西側は畑となっています。 資金計画です。全額自己資金で対応予定であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。 排水計画です。雨水排水は自然流下、その他は特にありません。 被害防除については、特に周囲への影響はないと思われます。 意見書は、土地改良区の管轄外です。他法令については、特にありません。 申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。 現地調査は、4月30日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。なお、 本人から弁明書の提出を受けておりますので、抜粋して読み上げます。『平成7年頃から、農地転用許可が必要だと知らずに敷地内の畑に暴風除けのための庭木を植林し、現在に至っております。今後このようなこ

	とがないようにしますので、地目変更を認めていただきますよう、お願いいたします。』とのことであり、反省の意思を確認しております。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
16 番	今回から審査表を添付していただきましたが、これを見ると現在この方は県外在住とのことですが、現状は空き家となっているのでしょうか。また、風よけのために植樹したとのことですが、周りの住宅でも植樹することが一般的なことでしょうか。
事務局	現在この場所に住宅は建っておりません。建物等はこの敷地にはなく解体された状況です。周りの住宅の風よけの状況ですが、敷地の畑の奥が高台となっておりその方向から季節風が吹くことから植樹したとのことです。
16 番	いわゆる追認案件ということで、仮に転用行為の前に申請されていれば許可可能であったものについて法令上に規定のない行為で許可しようとするものですが、平成 7 年から転用違反者なわけです。我々遊休農地の未然防止や解消などを一生懸命やっている中で、わざわざ畑に庭木を植える。これ自体緑でも黄色でなく真っ赤な再生困難な農地の状況をずっとしていた。さらに、事業の目的が宅地への風防止ということですが、既に建物が解体されていて何もない中で庭木を植えている。現時点での申請では畑に風よけ防止の庭木を植えたというだけですので、転用の目的自体に妥当性はありません。また、事務局において規模は妥当ということですが、風よけ防止のための庭木植栽の面積を妥当とする判断基準を持ち合わせてはいないのではないのでしょうか。いわゆる追認案件は、青地に農作業場等を作ってしまったたり、宅地が少しはみ出してしまったりなどのうっかり転用の追認であればわかるけれども、農業委員会は、都市部局のような開発側に寄り添っての追認するのではなくて、しっかり農地を守る側にたった組織ですから、この案件を特例中の特例の追認行為で許可ならしめようとするようなことについてはおやめになったほうがよろしいかと思います。
7 番	確認ですが、平成 7 年ころに植林されたのか。それとも植林後に住宅が解体されたのか。その順番はどのようになっていますか。解体後に更地の畑に植林されたものだとすると 16 番委員がおしゃっていることも理解できます。
事務局	数年前まで住んでおりました。平成 7 年ころには住宅があり風よけの

	ために植樹したものと確認しております。
7 番	そうすると本人のうっかりミスということになりますね。
17 番	現地確認したが、現場は周りに住宅が建っており、畑は傾斜面で樹木が僅かに植わっている状態でした。農業委員として有休農地の解消は大事な使命ですが、現状からして畑に戻すことは困難ではないかと思われ ます。畑に戻す価値があるのかと考えました。
議長	ほかにご質問等ありませんか。 17 番の現場確認した中で農地に戻すことは困難との印象でありまし た。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 10 号」について、 許可することに賛成の方は、挙手願います。 (挙手多数)
議長	賛成多数ですので、「議案第 10 号」については、許可することに決定 いたします。
議長	日程 4、「議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」 を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 12 ページをお開きください。申請 件数は全部で 6 件になります。 「1 番」は、 地域局管内からのものです。 農地区分です。申請地は、市役所 庁舎を中心とし、申請地が含ま れる半径 800m の円で囲まれる区域内にある宅地の面積の割合が 40 パー セント以上であることから、「第 2 種農地」と判断します。 事業概要です。譲受人は、不動産業を経営しております。申請地の隣 地に同じく所有の集合住宅がありますが、常に満室状態であり、入居希 望者からの問い合わせも多く、そのニーズに応えるため集合住宅 5 棟 20 戸を建設しようとするもので、市内において候補地の中から適地と判断 し、農地ではありますがやむなく選定したものです。 土地概要です。申請地は「市役所 庁舎」から北西約 800m にある 農地で、登記地目・現況地目とも「田」となっております。隣接地の状 況は、北側は市道、西側は田、南側は田及び宅地、東側は申請人所有の 宅地となっています。 資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、金融機関の融資 証明書により確認済みです。 排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道を利用、雨水排水は市 道側溝及び農業用排水路へ接続放流する計画です。

被害防除については、擁壁を先行施工し、土砂や資材の崩れが生じないように施工する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨の内容で交付されています。

他法令については、都市計画法第 29 条の規定による開発行為について申請中であり、許可見込みです。また、農用地区域からの除外について、4 月 1 日付けで変更決定公告済みです。

申請地は「第 2 種農地」ですが、7 か所の候補地を検討した結果、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することはできないため「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、4 月 30 日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「2 番」も、[REDACTED]地域局管内からのものです。なお、対象地は「1 番」案件の隣地であることを申し添えます。

農地区分です。申請地は、市役所 [REDACTED]庁舎を中心とし、申請地が含まれる半径 800m の円で囲まれる区域内にある宅地の面積の割合が 40 パーセント以上であることから、「第 2 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は美容室を経営しております。申請地は横手市の中心部に位置し、国道 13 号や主要道路が近く、商業施設・病院・役所等も近い住宅需要の高い地域にあることから、そのニーズに応えるため集合住宅 2 棟 10 戸を建設しようとするもので、市内において候補地の中から適地と判断し、農地ではありますがやむなく選定したものです。

土地概要です。申請地は「市役所 [REDACTED]庁舎」から北西約 800m にある農地で、登記地目・現況地目とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は市道、西側・南側・東側は田となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応予定であり、金融機関の融資証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道を利用、雨水排水は市道側溝及び農業用排水路へ接続放流する計画です。

被害防除は、擁壁を先行施工し、土砂や資材の崩れが生じないように施工する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨の内容で交付されています。

他法令については、都市計画法第 29 条の規定による開発行為について申請中であり、許可見込みです。また、農用地区域からの除外について、4 月 1 日付けで変更決定公告済みです。

申請地は「第 2 種農地」ですが、7 か所の候補地を検討した結果、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することはできないため「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、4 月 30 日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

続いて、14 ページとなります。「3 番」も■■■■地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあるため、「第 3 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は不動産業者であり、宅地に隣接して立地する申請地は宅地としての用途及び目的に適合し、有効に利用できると判断し、4 区画の宅地分譲地として整備しようとするものです。

土地概要です。申請地は、「市役所■■■■庁舎」から西約 700m に位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっています。隣接地の状況は、北側は市道、東側・西側・南側は宅地となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、金融機関の融資証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水排水は自然流下の計画です。

被害防除は、影響はないものと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外のためありません。

他法令については、道路法第 24 条による道路工事施工について承認済みであります。

申請地は「第 3 種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、4 月 30 日、高橋尚也委員と事務局で実施しております

「4 番」も■■■■地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であることから、「第 3 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は会社員であるが、申請地は■■■■小中学校への徒歩圏内に位置し、国道 13 号や主要道路が近く、病院や商業施設等へのアクセスも良いことから、住宅の需要も多い場所であるため集合住宅 4 棟 19 戸を建設しようとするもので、農地ではありますがやむなく選定したものです。

土地概要です。申請地は「■■■■地区交流センター」から北西約 1.0 km にある農地で、登記地目・現況地目とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は宅地及び田、西側は宅地、南側は水路を挟んで宅地、東側は市道となっています。

資金計画です。自己資金と借入資金で対応予定であり、金融機関の残高証明書と融資証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道を利用、雨水排水は敷地内の側溝から水路へ放流する計画です。

被害防除は、施工の際は法面保護をする計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨の内容で交付されています。

他法令については、開発行為について、横手市うるおいのあるまちづ

くり推進要綱第7条による事前協議済みです。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、4月30日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

続いて、16ページとなります。「5番」は、■■■■地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第1種農地」と判断します。

事業概要です。申請者は、自宅が老朽化しているため新築を検討しています。宅地を検討しましたが適地が見つからず、申請地は市道沿いで比較的交通の便も良いため、農地であるがやむをえず選定したものです。

土地概要です。申請地は、「横手市役所■■■■庁舎」から北約3.8kmに位置しており、登記地目・現況地目とも「畑」となっています。隣接地の状況は、北側は宅地及び市道、西側は市道、東側・南側は宅地となっています。

資金計画です。自己資金及び借入資金で対応するとのことで、それぞれ金融機関の残高証明書及び融資証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除については、北側に緩衝地を設け、建物の高さを加減する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外のためありません。

他法令については、特にありません。

申請地は「第1種農地」ですが、申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、5月1日、佐藤勇委員、佐藤秀昭推進委員、佐藤和仁推進委員、松井覚推進委員と事務局で実施しています。

「6番」も、■■■■地域局管内からのものです。初めに、本件申請についての権利関係について説明いたします。本件申請地は、秋田県が施行中である土地改良事業の■■■■地区内であり、創設非農用地換地予定地として定められています。農林省構造改善局長通知により、この場合の農地法第5条の許可申請者は、当該事業主体と当該取得予定者とする旨、定められています。そのため、本件申請において、申請者は貸渡人が秋田県知事、借受人が農事組合法人となっています。なお、換地処分後は、借受人が清算金を支払い、当該土地を取得する予定となっています。

それでは概要を説明いたします。

農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で

	あるため、「農用地区域内農地」と判断します。 事業概要です。借受人は、[]地区ほ場整備事業を契機に令和3年に設立された、農産物の生産・加工・販売や農作業の請負等を行う農事組合法人です。当地区内にライスセンターを整備するため、その目的に即した場所として、当地を最適地として選定したものです。 土地概要です。申請地は、「[]地区交流センター」から西約2.0kmに位置しており、登記地目・現況地目とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側・、西側は市道、南側は水路、東側は農地となっています。 資金計画です。自己資金、借入資金、国庫補助金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書、融資証明書、交付金配分通知により確認済みです。 排水計画です。汚水は浄化槽を介し水路へ放水、雨水排水は自然流下させる計画です。 被害防除については、十分な緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。 意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から、同意する旨の意見書が交付されています。 他法令については、特にありません。 申請地は「農用地区域内農地」ですが、農用地利用計画において指定される用途に供するものであることから、農地法第5条第2項の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。 現地調査は、5月1日、佐藤勇委員、佐藤秀昭推進委員、佐藤和仁推進委員、松井覚推進委員と事務局で実施しています。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
6 番	「6 番」のライスセンターへの補助金の内容について教えてください。
事務局	施設・設備に対しての補助であり、補助率については把握しておりません。
議長	ほかにご質問等ありませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第11号」について、

許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 11 号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程 5、「議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する副申意見決定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明します。本案件は 1 件です。議案書 20 ページをご覧ください。なお、本件については、貸渡人と筆数が多数であるため、貸渡人及び申請地番については、「議案第 12 号別紙」に記載しておりますので併せてご覧ください。

農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、「農用地区域内農地」と判断します。

事業概要です。借受人は、[REDACTED] 工事の実施主体です。[REDACTED] に伴う工事において、仮設土砂置場として農地を一時転用しようとするものです。

土地概要です。申請地は、「市役所 [REDACTED] 庁舎」から北西約 900m に位置しており、地目は登記・現況とも「田」が 17 筆となっています。隣接地の状況は、北側は市道、東側は横手川、西側・南側は J R 北上線となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、財務諸表により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません、雨水排水は自然流下となりますが、必要に応じて濁水処理設備を設置する計画となっています。

被害防除については、砂利敷及び鉄板敷を勾配等考慮した設計で施工し、また、線路側には防護柵を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。

他法令については、特にありません。

申請地は農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要と認められるものであることから、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号の不許可の例外に該当し立地基準を満たしており、一般基準も満たしていることが書面等により確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、5 月 2 日、高橋正也委員と事務局で実施しております。

本件は、転用面積が 2 ヘクタールを超えるため、県知事による許可案件となります。本総会にて許可相当の議決をいただきましたら、秋田県農業会議への諮問を経て、意見書を付して県知事へ申請書を進達し、県知事が許可する流れとなります。

	説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。
	(特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
16 番	仮に申請者が一時転用許可の上限である 3 年を経過して再度一時転用の申請があった場合には、事務局はどのような対応をされるのでしょうか。
事務局	3 年経過しない内に一旦原状復旧し、再度申請があった場合は、内容審査したうえで判断することとなります。
16 番	申請内容を審査したうえで許可相当というのは言葉足らずで、農振整備計画の達成に影響がないことを含めて、内容審査ということによろしいでしょうか。
事務局	おっしゃる通りです。
議長	ほかにご質問等ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 12 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 12 号」については、異議のないものと認め、許可相当の意見を付して、秋田県知事に進達することに決定いたします。
議長	日程 6、「議案第 13 号 農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。
議長	はじめに、議事参与の制限の案件により、議長を堀江一彦会長職務代理者と交代します。暫時休憩します。
	(暫時休憩)
議長 (職代)	会議を再開します。 「整理番号 525 番」、「整理番号 526 番」は、議席番号 24 番 飯野正和

	委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。
	(議席番号 24 番 飯野正和委員 一時退席)
議長 (職代)	「整理番号 525 番」、「整理番号 526 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 27 ページになります。 「整理番号 525 番」、「整理番号 526 番」は、出し手農家と受け手農家の間において 5 月 16 日付けで農用地利用集積計画の公告により「525 番」は 4 年間、「526 番」は 3 年間の利用権を新規設定するものとなっております。 本農用地利用集積計画につきましては、配付しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長 (職代)	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長 (職代)	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 525 番」、「整理番号 526 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長 (職代)	全員賛成ですので、「整理番号 525 番」、「整理番号 526 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 24 番 飯野正和委員 着席)
議長 (職代)	ここで、議長を会長と交代します。暫時休憩します。 (暫時休憩)
議長	会議を再開します。 次に、「整理番号 499 番」は、議席番号 17 番 高橋尚也委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

	(議席番号 17 番 高橋尚也委員 一時退席)
議長	「整理番号 499 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 24 ページになります。 「整理番号 499 番」は、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れていた農地について、受け手農家に売り渡すものとなっております。5 月 16 日付けで農用地利用集積計画の公告により所有権移転効力が発生するものとなっております。 本農用地利用集積計画につきましては、配付しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 499 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 499 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 17 番 高橋尚也委員 着席)
議長	次に、「整理番号 519 番」から「整理番号 521 番」は、議席番号 21 番武藤吉喜委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 21 番 武藤吉喜委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号 519 番」から「整理番号 521 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 27 ページになります。 「整理番号 519 番」から「整理番号 521 番」は、出し手農家と受け手農家の間において 5 月 16 日付けで農用地利用集積計画の公告により 5 年間の利用権を新規設定するものとなっております。 本農用地利用集積計画につきましては、配付しております別紙資料「旧

	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 519 番」から「整理番号 521 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 519 番」から「整理番号 521 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 21 番 武藤吉喜委員 着席)
議長	次に、「整理番号 543 番」は、議席番号 11 番 新山武委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 11 番 新山武委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号 543 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 29 ページになります。 「整理番号 543 番」は、出し手農家と受け手農家の間において 5 月 16 日付けで農用地利用集積計画の公告により 5 年間の利用権を再設定するものとなっております。 本農用地利用集積計画につきましては、配付しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 543 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 543 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。
	(議席番号 11 番 新山武委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 498 番」から「整理番号 635 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 24 ページになります。 議事参与の制限の案件を除く「整理番号 498 番」から「整理番号 500 番」までの 2 件は所有権移転となります。 「整理番号 498 番」は、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買入れるものとなっております。令和 6 年 7 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。 「整理番号 500 番」は、秋田県農業公社が出して農家から買い入れていた農地について受け手農家に売り渡すものとなっております。 次に、相対による利用権設定になります。議案書 25 ページの「整理番号 501 番」から議案書 30 ページの「整理番号 552 番」までの議事参与の制限の案件を除く 46 件は、再設定が 34 件、新規設定が 12 件となっております。 続きまして、農地中間管理事業になります。議案書 30 ページの「整理番号 553 番」から議案書 39 ページの「整理番号 634 番」までの 82 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、5 月 16 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。 最後に、利用権の移転になります。議案書 40 ページの「整理番号 635 番」は、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や契約残存期間について、同一条件で権利を移転するものとなっております。なお、共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。 本農用地利用集積計画につきましては、配付しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 498 番」から「整理番号 635 番」について、承認す

	ることに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 498 番」から「整理番号 635 番」については、承認することにいたします。
議長	以上をもって、「議案第 13 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	日程 7、「議案第 14 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を上程いたします。
議長	はじめに、議事参与の制限の案件により、議長を堀江会長職務代理者と交代します。暫時休憩します。 (暫時休憩)
議長（職代）	会議を再開します。 「整理番号 32 番」から「整理番号 36 番」は、議席番号 24 番 飯野正和委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 24 番 飯野正和委員 一時退席)
議長（職代）	「整理番号 32 番」から「整理番号 36 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 44 ページから 45 ページになります。 「整理番号 32 番」から「整理番号 36 番」の 5 件は、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃貸料や残存契約期間について原契約と同一条件で利用権を移転するものとなっております。今後、農用地利用集積等促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を決定し、県への認可申請を行い、令和 6 年 6 月 28 日付けで県が公告するものとなっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長（職代）	事務局の説明が終わりました。 この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

	(質問、意見等なし)
議長（職代）	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 32 番」から「整理番号 36 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長（職代）	全員賛成ですので、「整理番号 32 番」から「整理番号 36 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 24 番 飯野正和委員 着席)
議長（職代）	ここで、議長を会長と交代します。暫時休憩します。 (暫時休憩)
議長	会議を再開します。 次に「整理番号 27 番」は、議席番号 18 番 小松田英人委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 18 番 小松田英人委員 一時退席)
議長	「整理番号 27 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 44 ページになります。 「整理番号 27 番」は、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃貸料や残存契約期間について原契約と同一条件で利用権を移転するものとなっております。今後、農用地利用集積等促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を決定し、県への認可申請を行い、令和 6 年 6 月 28 日付けで県が公告するものとなっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 27 番」につい

	て、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 27 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 18 番 小松田英人委員 着席)
議長	次に「整理番号 31 番」は、議席番号 3 番 佐藤省美委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 3 番 佐藤省美委員 一時退席)
議長	「整理番号 31 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 44 ページになります。 「整理番号 31 番」は、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃貸料や残存契約期間について原契約と同一条件で利用権を移転するものとなっております。今後、農用地利用集積等促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を決定し、県への認可申請を行い、令和 6 年 6 月 28 日付けで県が公告するものとなっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 31 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 31 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。

	(議席番号 3 番 佐藤省美委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 25 番」から「整理番号 30 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 44 ページになります。議事参与の制限の案件を除く、「整理番号 25 番」から「整理番号 30 番」の 5 件は、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃貸料や残存契約期間について原契約と同一条件で利用権を移転するものとなっております。今後、農用地利用集積等促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を決定し、県への認可申請を行い、令和 6 年 6 月 28 日付けで県が公告するものとなっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 25 番」から「整理番号 30 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 25 番」から「整理番号 30 番」については、承認することにいたします。
議長	日程 8、「議案第 15 号 買受適格証明願いに対する意見決定について」を上程いたします。
議長	本件におきましては、議席番号 22 番 木村由美子委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 22 番 木村由美子委員 一時退席)
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。申請案件は 1 件です。議案書 47 ページをご覧ください。

	裁判所で行われる農地の競売に参加する際、農業委員会からの適格証明が必要であるため、申請があったものです。 「1 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。入札予定地の所在、面積、申請者の経営面積、農業従事者数、事件番号及び農機具等の所有については、議案書記載のとおりです。 入札対象地までの距離は約 1.0km、自動車です約 3 分です。入札期間は 5 月 22 日から 5 月 29 日まで、開札日は 6 月 5 日、売却決定日は 6 月 25 日となっております。 以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書 競売買受適格証明書」の受付番号 1 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。
議長	この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 15 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 15 号」については、農地等の競売に係る適格証明を交付することに決定いたします。
議長	退席委員の入場を認めます。 (議席番号 22 番 木村由美子委員 着席)
議長	日程 9、「報告第 3 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 49 ページをご覧ください。報告件数は全部で 3 件となっております。雄物川地域局管内が 1 件、大森地域局管内が 2 件です。 初めに「1 番」についてです。 照会地は、「 地区交流センター」から南約 1.5km に位置しています。隣接地の状況は、北側は公衆用道路、西側は宅地、東側は側溝、南側は宅地となっています。 土地の状況です。平成 3 年 7 月、隣接する土地に工場を建築する際、境界を見誤り一帯の敷地として建築し現在に至るもので、転用許可を受けずに行ってしまったようです。現在も工場用地となっておりますので、

農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、4月30日、近江清廣委員、木村由美子委員、藤原晴菜推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、5月2日付けで記載のとおり報告しています。

次に「2番」と「3番」については、申請者は2名ですが申請地が隣接し同じ用途として使用されておりますので、まとめて説明させていただきます。

照会地は、「 地区交流センター」から北東約300mに位置しています。隣接地の状況は、北側は法定外水路・東側・南側は田、西側は法定外道路となっています。

土地の状況です。申請地は、申請者の亡くなった父親が苗代として利用していた場所で、昭和53年頃に小屋を建築し、一方の申請者へ地代を払うかたちで使用していたようですが、転用許可が必要であることを認識していなかったものと思われます。現在も小屋兼車庫として使用されており、農地としての利用は困難な状態であるため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、4月10日、佐藤仁委員、高田恵律子委員、伊藤英幸推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、4月11日付けで記載のとおり報告しています。

報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第3号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第3回総会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

(11時26分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和6年5月15日

議 長 飯 野 正 和

署名委員 佐 藤 省 美

署名委員 千 葉 肇